

特定建築物の建築等に係る事前（変更）協議書について

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例により、下表に掲げる特定建築物等で対象面積以上に該当する「新築、増築、改築、用途変更、大規模修繕、大規模模様替」を行う場合、建築主は事前に協議を行う必要があります。

特定建築物	対象面積
学校・劇場、観覧場、映画館、演芸場・集会場、公会堂・展示場・卸売市場・ホテル、旅館・事務所・共同住宅、寄宿舍、下宿・老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム等・老人福祉センター、児童福祉施設、身体障害者福祉センター等・体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設・遊技場・博物館、美術館、図書館・公衆浴場・キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等・自動車教習所・学習塾、華道教室、囲碁教室等・工場・バスターミナル、港又は空港の建物、駅舎等交通ターミナル施設等（旅客の乗降又は待合いの用に供するもの）・自動車駐車施設	300㎡以上※1
病院、診療所・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗・飲食店・郵便局・質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	100㎡以上※1
理髪店・クリーニング取次店等・公衆便所	30㎡以上※1
特定路外駐車場※2	1000㎡以上

※1 新築、増改築、用途変更、大規模修繕、大規模模様替に係る部分の床面積の合計

※2 次の①，②，③の条件すべてに該当する駐車場

①道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるもの（道路法第2条第2項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）

②駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるもの

③料金を徴収するもの

詳細は「駐車場関係（駐車場法、バリアフリー法）様式」に掲載している「駐車場に関する各種届出等について」中の「3 やさまち条例による事前協議について」の項目を参照して下さい。

1 協議に必要な書類（特定路外駐車場以外の場合）

- ・ 協議書（別記第2号様式その1、別記第3号様式その1、その2）
- ・ 求積図（敷地、建物）
- ・ 付近見取図
- ・ 配置図
- ・ 各階平面図
- ・ 立面図
- ・ 断面図
- ・ その他協議の内容が確認できる図書

（仕上表、階段・傾斜路等の断面詳細図、便所等の平面詳細図、建具表、昇降機詳細図、サイン計画図、外構図等）

※ 土地の高低、段差や傾斜路、通路等の位置、階段・傾斜路の概要等の協議内容（適又は不適）が確認できるよう図面に記載して下さい。

※ 記載が無い場合は、図面の差替えや追記等が必要になり、処理に時間が係る恐れがあります。

2 提出部数 : 2部

3 提出期日

確認申請前（協議の内容によっては、計画が変更になる恐れがありますので、早めに協議申請してください。）

4 提出場所

熊本市役所11階 建築審査室